

5. 衛 生

原料は鮮度その他の品質が良好で衛生的なものを使用し、かつ食品衛生上危害の原因となる物質の混入防止につとめる。製品の製造、加工、包装および保管は、各過程の衛生的な管理につとめ、容器は清潔で衛生的なものを使用しなければならない。

5-1 微生物

製品中の微生物は別に定める試験法により試験したとき、次の基準に適合するものであること。ただし、食用で乳児および幼児の健康に寄与するところの微生物を供する製品で、この旨を表示するものにあつては、一般生菌数はこの限りではない。

1) ドライタイプベビー飲料の微生物基準

ドライタイプベビー飲料の微生物基準は以下の通りとする。

一般生菌数：1,000 個/g 以下（野菜、穀類、茶葉を原料とするものは 3000 個/g 以下）

大腸菌群：陰性

サルモネラ：陰性(卵類を含むものに限る)

黄色ブドウ球菌：陰性

かび・酵母：300 個/g 以下

2) ウエットタイプベビー飲料の微生物基準

食品衛生法：食品，添加物等の規格基準、第一食品の部、D各条の項の○清涼飲料水に該当するものは、大腸菌群が陰性でなければならない。

上記以外のものにあつては、食品，添加物等の規格基準、第一食品の部、D各条の項の○容器包装詰加圧加熱殺菌食品の成分規格で定められた恒温試験において異常がないこと。

5-2 重金属等

製品中の重金属等は「ウエットタイプベビー飲料」および標準濃度に調製した「ドライタイプベビー飲料」について別に定める試験法により試験したとき、それぞれ次の基準に適合するものであること。

ヒ素：0.2ppm 以下

鉛：0.1ppm 以下

スズ：10ppm 以下

カドミウム：0.1ppm 以下

P C B：0.01ppm 以下

1) 標準濃度とは、製品の表示の方法に従って調製した場合の値を示す。

2) 食品衛生法等法規に規定されている場合にはそれを遵守する。

3) 上記以外の汚染物質については必要に応じ調査検討する。

5-4 硝酸態窒素

対象月齢 3 ヶ月以前（4 ヶ月未満）の製品については、摂食時 50mg/kg（硝酸イオンとして）以下を目安とする。

5-5 外因性内分泌かく乱化学物質

1) ビスフェノール A

製品のビスフェノール A 含量は、摂食時の状態で、5ppb 以下とする。

2) その他

ノニルフェノール等の外因性内分泌かく乱化学物質の低減に努める。

5-6 動物用医薬品

原材料に使用する乳および食鳥卵（加工品を含む）は、動物用医薬品残留基準に適合したものを使用しなければならない。

5-7 かび毒（マイコトキシン）

- 1) ベビー飲料の原材料に使用するりんご果汁においては、パツリンの含有量は **0.050ppm** を超えるものであってはならない。この場合の試験法は、別に定める試験法またはそれと同等以上の性能を有すると認められる試験法を用いる。
- 2) ベビー飲料の原材料に使用するトウモロコシにあっては、トウモロコシに含まれるフモニシンは **1 ppm** を超えるものであってはならない。この場合の試験法は、別に定める試験法またはそれと同等以上の性能を有すると認められる試験法を用いる。